

入院期間が180日を超える場合の選定療養費について

同一病名による入院期間が通算で180日を超える場合（他医療機関の入院期間も含まれます。）健康保険法等の規定により、**入院基本料の15%は選定療養費としてご負担**いただくようになります。

85%は保険診療の対象となりますので、健康保険の負担割合に応じた料金と選定療養費の合計がお支払いいただく金額となります。

また選定療養費は高額医療費等の給付対象にはなりません。

急性期入院基本料4 1462点（1日につき）

入院基本料の15% : 2,412円（税込み）

厚生労働大臣が定める状態にある患者さんは対象外となります。選定療養から除外される条件もございますので、詳細につきましては受付職員までお問合せください。



2025年4月1日